

### 第十六篇 勞働移民問題

#### 甲 勞働移民概觀

#### 第一表 海外在留邦人業態別表

業態	地域									
	滿洲	支那	南米	北米	南亞細亞	歐羅巴	西伯利亞	租借地及民政地域	計	
農 業										
農耕、畜産、蠶業	二九八	三五二九、五三九	五七、五五七	六、四四八	四	四	一、七四九	九五、六三四		
林業	一	—	—	三四	—	—	—	三五		
計	二九九	三五二九、五三九	五七、五五七	六、四八二	四	四	一、七四九	九五、六六九		
水産業										
漁業、製鹽業	七	—	三五	五、〇九三	二、八〇三	—	六	六三〇	八、五七四	
鑛業										
探鑛、冶金業	二、九八二	三一	—	二、一〇八	二、二四一	—	—	五、五〇〇	一二、八六二	
工業										
窯業	二七五	一五	一四	—	八	—	—	二一	一、二三三	
金屬工業	二九三	二八	一九九	三〇二	一〇八	—	—	五五	九九一	
機械器具製造業	九	七	—	六六	一三	—	—	一一	一〇六	
化學工業	二一	—	—	四	—	—	—	—	六一	
纖維工業	一三四	六五	—	九	一九	—	—	一六	四六二	
紙工業	一四	三	—	五	九	—	—	—	四五	
木竹類に關する製造業	一五	四	—	—	六〇	—	—	二八	一六三	
飲食料品、嗜好品製造業	六三	七	—	—	四四	—	—	—	二五五	
被服、身廻品製造業	二一九	二〇五	七四	四七六	五三八	—	—	—	一、七七七	
土木建築業	二、〇五七	二九七	二八五	一、七三一	一、五二二	—	—	—	六、七〇五	
製版、印刷、製本業	八九	五九	—	四九	三七	—	—	—	二九二	
學藝、娛樂、裝飾品製造業	一七	六〇	—	—	一七	—	—	—	一五九	
其他の工業	二、三二四	七五七	七八九	一六、五二八	四八二	二五	—	—	三八、八三九	

計	五、五三〇	一、五一九	一、四〇六	一九、三一二	二、九六六	三六	三八三	一九、〇三六	五〇、一八八
商									
物品販賣業	三、四五二	二、〇三一	一、六二二	四、六四一	二、三四五	二一	四八三	一三、一四九	二七、七四四
媒介周旋業	二六	五	七	一〇九	一	一	二	一八	一六八
金融保険業	五六九	四〇		二四		二	九	七七	七二一
物品貸業預り業	九〇	一四		一一五	二六	二	四九	三二	三二八
旅宿、飲食店、浴場業等	四、五五二	一、九〇四	一、七六〇	五、九七七	四、八六四	四三	一、二七八	一、九五三	二二、三三一
其他の商業	四、三六六	四、一二〇	三二〇	五、一八五	二、六一四	三〇九	五二	二、五五四	一九、五二〇
計	一三、〇五五	八、一一四	三、七〇九	一六、〇五一	九、八五〇	三七七	一、八七三	一七、七八三	七〇、八一二
交通業									
通信業	六七〇	二七六						四一九	一、三七二
運輸業	五、五七一		三六三	七、七七五	一二五	一八八	二	一三、四五六	二七、四八〇
計	六、二四一	二七六	三六三	七、七七九	一二五	一八八	五	一三、八七五	二八、八五二
公務、自由業									
陸海軍人									
官吏、公吏、雇傭	一、四三八	六〇六	二四	一一〇	四八	一七二	一九	五、三八二	七、七九九
宗教に關する業	一一一	四三	二	二一六	二〇		八	五一	四六一
教育に關する業	三四四	一一一	六	四九四	一三	一	八	一三五	一一、一一二
醫務に關する業	八〇八	五三五	四七	六三八	三三一	五	五六	一九二	二、六一二
法務に關する業	五	一一		三		一		六	二六
記者、著述者	一五四	一六二	七	二七六	三一	七	六	八九	七三二
藝術家	一〇〇	八八	一四	二〇二	三六五	三二	四三	三六	八八〇
其他の自由業	七〇	九六	二〇	三六七	四二	三八	一六	八〇	七二九
計	三、〇四〇	一、六五二	一二〇	二、三〇六	八五〇	二六八	一五六	五、九七一	一四、三六三
其他の有業者	一、一六六	四八一	八七七	一一、〇九二	五四八	四四	二九〇	九、八七三	二五、三七一
家事使用人	九六六	一、六二三	九三〇	八、七六八	六六三	六一	三九六	四四三	一三、八五〇
無職	四三、二四八	一八、二五六	三、一〇〇	一、二七、三八六	五、五九八	三九九	五、一八二	五八、七二五	二六一、八九四
合	計	七六、五三四	一、九八七	四〇、〇七九	二、五八、四五二	三三、一二六一	三、七七八	二、九五、一三三	五八、五八二

(此表は外務省通商局の調査にかゝる數字を基礎とし國勢院の規定せる職業分類に従ひ作製せるものである)



第一表に依れば大正九年六月現在海外在留邦人五十八萬二千の内、農業に従へる者九萬五千、水産業八千、鑛業一萬二十、工業五萬、商業七萬、交通業二萬八千、公務及自由業一萬四千、其他の有業者二萬五千、家事使用人一萬三千、無職業二千六萬を概算するが、無職業は在留者の家族が多いから、業態に従へば農業の九萬五千、商業の七萬、工業の五萬を多數とし、三者を合して二十一萬六千六百六十九、之を無業者を除きたる有業者合計三十二萬六百四十一に比すれば、約六七%を占めて居る。

農業に従事せる九萬五千中、北米の五萬七千を第一とし南米の二萬九千之に次ぐが、兩者を合して八萬七千、即ち農業移民の殆ど總へては北米及南米に集中せられて居るのを知る。殊に南米に就て見れば、其在留邦人總數四萬の内約三萬、即ち七五%は農業移民である。

商業に従事せる者は、租借地及民政地域の一萬七千を第一とし、北米の一萬六千、及滿洲の一萬三千これに次ぐが、租借地民

政地域及び滿洲に支那の八千、南亞細亞の九千を合算する時は四萬八千に上り、總數七萬の約七〇%に及ぶは又注目に値するであらう。なほ南亞細亞の九千八百の約半數四千八百が、旅宿、飲食店、浴場業に屬するが、その内には多數の酌婦、藝娼妓即ち所謂『娘子軍』が包含せられて居るのである。右は労働移民の概観あるが、大正九年中に海外渡航券を下附したるものに關する統計(第二表)に就て檢するに

第二表 大正九年度渡航券下附表(外務省通商局調査)

	公用	移民	修學	農業	商業	視察	漁業	雜計
亞細亞諸國	三九	二、三三	二二	一、三五	五、九二	一、五九	一九、七七	六、八五
大洋洲諸島及濠洲	七	三、四三	三	一〇	二六	二七	—	三、五三
亞弗利加	七	—	—	—	—	—	—	四、一六
歐洲諸國	三二	—	二五	—	九三	一九	—	一〇
北米諸國	三三	八、〇七	一七	七六	一、四六	五九	—	三、六五
南米諸國	三	二、九六	—	一八	一六	六	—	二、七四
南北亞米利加諸國	—	—	—	—	—	—	—	—
歐米諸國	一八	—	—	—	—	—	—	—
其他	一三	—	—	—	—	—	—	—
計	八五	一六、七二	三〇	二、九三	七、六六	二、八三	二〇、二五	九、四五

第二表中労働移民と目すべからざるも過ぎず。遠洋漁業及『雜』を除外し、移民、の、即ち公用、修學、視察を合計すれば四、農業、商業を合算すれば、北米の九千九百千にして、總計六萬に比して僅かに七%にを第一とし、亞細亞諸國の九千五百、大洋



洲諸島及濠洲の三千七百、南米三千百となり、亞弗利加、歐洲は殆ど皆無である。

## 乙 加州排日問題

### 1. 沿革

加州問題の是非如何は見地に依りて相違すべし、吾國一部の論者は、我人口密度一平方哩三百人を超ゆるに比し、約十六人の住民あるに過ぎぬ加州の沃野に移住するは、機會均等の原則に照し、正義人道に容認さるべきであるとなすが、排日派は日本人の極めて同化し難く、且同化せんとする意志なきを難じ、加州の社會的、經濟的脅威なりと爲す。況んや好戰國なる偏見が其背景を爲すに於ては、問題の解決は社會生活、國家生活の基調に溯らねばなるまい。事實排日は日本の武力的優越と歩調を合せ、明治三十三年前後より起る。明治三十九年桑港學童隔離事件あり、翌年我政府の在布哇日本人の渡米禁止を交換條件として解決。日露戦争後渡米邦人の激増は、更に排日熱を誘起し、明治四十一年紳士協

約を結ぶ。即ち邦人の渡米を制限し労働者の渡航し得るは、再渡航者、在米者の呼寄する其父母妻子に限定したが、爾來我政府は協約が制限せざる學生の渡航をさへも阻止せんとしたのである。然るに排日は此抑制に満足せず、更に進んで加州に於ける邦人の經濟的根據を覆さんとし、大正二年加州々會は邦人の土地所有權及賃借權を制限する目的を以て土地法(現行)を制定した。要旨は

- 一、合衆國民タルヲ得ザル外國人(米國歸化法ハ一般亞細亞人ノ歸化ヲ許サヌ)ノ土地所有ヲ禁ジ
- 二、社員又ハ發行株式ノ過半數ガ前項外國人ノ所有ニ係ル會社ノ土地所有ヲ禁ジ
- 三、前二項ノ個人又ハ會社ノ農用地賃借ハ其期間ヲ三年ニ限定スル

に存した。其後世界戦争の齎した協力は紛争を緩和して居たが、平和會議に於ける山東問題及人種平等の主張は却て排日誘發の導火と爲つたのである。

### 2. 在加州邦人の現勢

#### 第三表 加州在留邦人の増加

年次	渡航者	歸國者	差數
明治四十二年	一、九二三	四、五六一	二、六三五
同 四十三年	三、〇三三	五、一八一	二、一五九
同 四十四年	三、九二〇	五、九三七	二、〇〇七
大正 一年	六、二〇六	六、六九一	四四三
同 二年	六、五九四	六、六二一	六八
同 三年	八、一九九	六、五三一	二、六六八
同 四年	八、四三九	七、〇六三	一、三六六
同 五年	八、八七七	八、三三三	五四四
同 六年	九、四九六	八、四三三	一、〇六三
同 七年	一〇、九〇七	八、七九四	二、一一三

#### 第四表 渡米者及歸國者

年次	渡航者	歸國者	差數
明治四十二年	一、九二三	四、五六一	二、六三五
同 四十三年	三、〇三三	五、一八一	二、一五九
同 四十四年	三、九二〇	五、九三七	二、〇〇七
大正 一年	六、二〇六	六、六九一	四四三
同 二年	六、五九四	六、六二一	六八
同 三年	八、一九九	六、五三一	二、六六八
同 四年	八、四三九	七、〇六三	一、三六六
同 五年	八、八七七	八、三三三	五四四
同 六年	九、四九六	八、四三三	一、〇六三
同 七年	一〇、九〇七	八、七九四	二、一一三

#### 第五表 加州在留邦人農業

年次	從事者數(大正七年未現在)		女の男に對する百分比
	男	女	
自營農業者	七、九七三	三、五六〇	三、五三三
其十六歳未満の子供	三、三九六	三、二四〇	六、五二〇
農業労働者	一五、七五四	一、六三三	一〇、五七〇
其十六歳未満の子供	七七一	七七一	一〇〇
計	二七、九四三	一〇、〇七三	三、五三三



加州在留邦人全數	四九、七九	一九、三六八	九八二	三・七
農業従事者の全數に對する百分比	五三・三	五三・二	五五・〇	—

**第六表 在留邦人の經營する農耕地面積の増加**

所有地	二六、七〇七	四八、八四九	三三、二四二	八三・八
借地	二〇五、九八三	二九六、九二四	九〇、八三二	四三・八
收穫分配契約地其他	四、九七三	二、三七七	七三、二六〇	一四・五
合計	二六一、六七〇	四四七、〇四〇	一二四、三三三	五二・六

大正二年 大正八年 實數 百分比 増加

**第七表 加州在留邦人經營の農作物種類及耕作面積の比較**

農作物の種類	邦人の耕作地	加州全耕作地に對する百分比	(大正八年未調)
	英畝	英畝	
苳	三、九六八	六、五〇〇	九・八
セロリ	三、五六八	四、〇〇〇	八・二
アスパラガス	八、九三七	一三、〇〇〇	八・七
種子類	一五、八四七	二〇、〇〇〇	七・三
玉葱	九、二五二	一三、二二三	七・三
トマト	一〇、六六六	一六、〇〇〇	六・三
甜瓜(カントロ)	九、五六一	一五、〇〇〇	六・八
砂糖	五、六四四	一〇、〇〇〇	五・一
大根	一七、八三三	七五、〇〇〇	三・八

馬鈴薯	一八、八三〇	九〇、一七五	二〇・八
ハツブス	一、三六〇	八、〇〇〇	一五・七
葡萄其他果實類	八六、七九七	一、〇七五、〇〇〇	八・〇
豆類	七、一〇七	五三、〇〇〇	一三・〇
米	一六、六四〇	一〇六、三三〇	一〇・〇
綿	一八、〇〇〇	一七九、三六〇	一〇・〇
玉蜀黍	七、八四五	八五、〇〇〇	九・二
收草及穀類	一五、七五三	三、二〇〇、〇〇〇	—

**3. 寫眞結婚禁止及土地法の改正**

在加州邦人全數の男女の比は百人に對する三十八人弱であり、之を多くの未婚者を包含する壯年農業労働者に就て見るに其比は實に百人に對する十人半に過ぎぬ。(第三表)彼等は漸く經濟的地歩を築くや、結婚難に衝突する。斯くて太平洋を横斷する日子と費用とを節約せんとして工夫されたものが寫眞結婚であつた。然るに排日派は之を以て紳士協約の意義を没却し、且つ多數の米國市民権を有する日本人の出生を招來するものと爲し、寫眞結婚の増加と共に之を禁壓すべしとの反對論が盛んに爲つて來た。而して平和回復後の排日論の勃興は遂に我政府を屈し、其緩和の爲

め米政府の懲瀆に因り三月を以て寫眞結婚を禁じた。これが再發した排日熱凝結の始めであるが、更に一層重要視すべきは土地法の改正である。これより先大正二年加州々會の制定した現行土地法が日本人の經濟的發展を漸次壓迫し、遂に其根底を覆し得べしとの期待は、事實に依て裏切られて行つた。其制定より爾來七年間、在留邦人の數は五萬九千より七萬三千へと凡一萬五千の増加を示し、(第一表)其占有する農用地は二十八萬英町より四十二萬英町へと實に五一・六%の膨脹を見た。茲に於て日本人の脅威を憂ふる者は焦慮せざるを得ぬ。加州排日協會は此趨勢に鑑み徹底的に日本人驅逐を期する爲めには現行法の不備欠陥を補正すべしと爲し、春以來劃策する處あり、加州憲法に規定する發案權(第四條第一項)に基き、十一月二日の總撰擧を利し加州土地法改正案を人民投票に附することゝした。改正案要旨は

一、現行法は米國出生兒が土地を購入し日本人たる親か後見人として事實上之を管理收益することを許したが改正案は日本人たる親は米國出生兒の不動産上の後見人たるを許さず隨て其購入せる土地を管理収益することを得ぬ

二、現行法は社員の半数以上米國人たる會社の土地所有を許し且つ日本人の其社員たるを認めしたが、改正案は日本人が農用地を所有する會社の社員たるを認めぬ

三、現行法は三年の期間を附し借地權を認めしたが改正案は全然之を許さぬ

即ち其效果の溯及せず改正法制定當時の所有權は侵害せらるゝことなく、又借地權は其期限中繼續せらるゝにしても、將來の發展は根底より破壊せられ、殊に從來米國市民權を有する其子の名殘に依て用益して居た土地も約二千五百英町に上つて居たが今は其途も朴絶されたのである。

十一月二日の人民投票の結果は反對二十二萬二千八十六票に對し賛成六十六萬八千四百八十二票を算し新法は成立した。而して十二月九日より效力を發生したのである。同日加州知事スチープリンスは聲明して曰く『矛は現に進行中の日米協約の交

渉を邪魔せんとする者にあらず、又日本人に市民權を付與せんとの報道に驚くものに非ずと雖も……最近多數の日本人は新土地法の適用を受けざらんが爲め、農園借地を急ぎたり、……されど加州の輿論は加州の決定に對し政府が拘束を加ふるを不可なりとするに一致し、今日より憲法の權威を以て土地法を嚴重に勵行せん』と云つて居る。

勿論日米兩當局の間には交渉を重ねて居るらしいのであつたが、未だ其曙光を見ずして大正九年は終つた。